

山城町浄化槽整備事業に関する実施方針

作成者：徳島県山城町

作成年月日：平成17年4月11日

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 山城町浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

山城町は、住民の生活排水処理と公共用水域の環境を保全するため、町一円において浄化槽を整備することとした。本事業は、浄化槽の建設、建設された浄化槽の維持管理、法定検査の実施等を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 山城町一円における浄化槽の建設
- ② 本事業で建設された浄化槽と関連施設の維持管理業務、法定検査の実施

イ 事業期間等

- ① 事業期間は10か年とする。市町村と民間事業者は、10年間にわたる浄化槽建設業務、維持管理業務、使用料徴収業務を実施する。
- ② 完成した浄化槽は市町村が民間事業者から買い取る。この買取事業は、年若しくは年度ごとに完成した浄化槽を対象として、年単位で行われることとする。
- ③ この買取事業について、市町村は国庫補助を申請するとともに、残金（住民負担分を除く）分の起債を起し、民間事業者に支払う。市町村の起債は過疎債及び下水道債とする。
- ④ 建設費のうち住民負担分は、民間事業者が住民から回収する。
- ⑤ 事業開始から11年度以降の維持管理業務は、PFI事業とは別の委託事業とする。

(4) 事業実施のスケジュール（予定）

平成17年	5月	事業契約締結
平成17年	6月	着工、逐次管理開始
平成25年	12月	全基数設置完了
平成27年	12月	全事業完了

(5) 遵守すべき法令等

選定事業者は、この事業を実施するに当たって、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定の基準

山城町は、この事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を町の告示及び町ホームページにより公表する。

II P F I 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

この事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進めていく。技術提案、価格提案の内容を審査し、その評価の高い順に優先交渉者を決定する公募型プロポーザル方式による。

2 募集及び選定の日程（予定）

- 平成17年4月 特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表
事業者公開募集要項の配布
現場説明会及び質問受付、質問回答書配布
- 平成17年4月 追加質問受付及び追加質問回答書配布
- 平成17年5月 提案書受付
- 平成17年5月 事業予定者の決定
- 平成17年度上旬 事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表

3 応募者の構成

応募者は、法人又はこの事業の遂行に当たり会社の設立を行おうとする複数の法人等（以下「グループ」という。）で、次の①から⑩までのすべてに該当するものとする。

- ① 応募者又はグループの構成員のいずれかが、別途独立した応募者又はグループの構成員として重複参加していないこと。
- ② 応募者の中に、工事を行う企業・保守管理を行う企業・清掃を行う企業・汚泥の収集、運搬を行う企業等が含まれていることを応募者の要件とはしない。
- ③ 工事を行う企業・保守管理を行う企業・清掃を行う企業・汚泥の収集、運搬を行う企業等が含まれていない場合には、代表企業の責任において、必要な業務を請け負わせる等により当該業務を遂行するものとする。
- ④ 上記代表者が選定された場合には、事業者は着工前に当該業務を請け負わせる企業等につき町の承認を得ること。
- ⑤ 上記代表者は町の承認が得られる建設企業等を自己の責任において選定する義務を有するものとする。町は事業者より申請のあった企業等につき、法令上必要な資格要件を満たしていない場合には否認するものとする。
- ⑥ 応募者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には町と協議するものとする。

- ⑦ ある応募者の構成員となった者は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。ただし、町と事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等に協力することは可能とする。
- ⑧ 事業予定者は事業契約締結までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を本町に設立するものとし、代表者はSPCに出資するものとする。
- ⑨ 事業者は事業契約締結後、速やかに本事業推進のための工事、保守点検、清掃、汚泥の収集・運搬に係る業務分担表を町に提出し、承認を得るものとする。町の承認は着工までに取得するものとする。
- ⑩ 代表企業は町の承認が得られる業務分担を自己の責任において実施する業務を有するものとする。町は長期間にわたる本事業の性格より、客観的に見て安全性などに問題があると判断される業務分担企業等については、否認することができるものとする。
- ⑪ 各業務を担当する企業等は、SPCから請け負った業務について、町の事前承認を条件として、第三者に委託又は下請させることができるものとする。ただし、第三者に対し委託又は下請させても、当該業務に関する責任は当該委託又は下請させた企業等が負うものとする。
- ⑫ 町とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。

4 応募者の参加資格要件

応募者は、単独企業等の場合は単独で、企業等のグループの場合は、各構成員が全体として次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 本事業を円滑に遂行する為に必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ③ 応募者の構成員となる、又は応募者が各業務を請け負わせる企業等は、それぞれの法定資格要件を満たしていなければならないものとする。

5 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員になることはできないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- ② 町の指名停止措置を受けている者
- ③ 最近1年間において、個人町民税、法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

6 事業者の選定

山城町は、提案審査委員会の審査に基づき事業予定者を決定し、当該事業予定者との事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の内容に関する協議を行い、協議が成立したときは、当該事業予定者をこの事業を実施する事業者として選定する。

なお、協議が成立しない場合は、事業予定者以外の応募者と協議を行うことがある。

7 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを公表する。

8 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、山城町に帰属しないが、公表、展示、その他山城町がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、山城町は、これを無償で使用することができるものとする。

Ⅲ PFI事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することとし、不可抗力、法令変更等、山城町又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、山城町と民間事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点から、リスクを分担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

山城町と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙1によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的には、事業契約で明文化する。

3 監視

山城町は、選定事業者が提供するサービスの内容の確認及び選定事業者の財務状況を把握するため、選定事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができるものとする。

また、山城町は、選定事業者が事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、選定事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、事業契約で定める。

Ⅳ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 浄化槽を整備すべき地域

山城町生活排水処理計画に基づく山城町内の地域

2 施設の技術基準

浄化槽及び関連管渠の技術基準は、山城町及び徳島県又は国の技術基準を満足するものとする。

Ⅴ 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

山城町と選定事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、山城町と事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に係る紛争を解釈するために訴訟を起こす場合は、山城町役場の所在地を管轄する日本国の裁判所におこすものとする。

Ⅵ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、山城町及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにも拘わらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

3 金融機関と山城町との協議

事業の安定的な継続を図るために、山城町は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ選定事業者に資金を融資する金融機関と適切な取り決めをするための協議を行う。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

選定事業者が事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、山城町はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援

選定事業者が事業を実施するに当たって必要な許可等に関し、山城町は、必要に応じて協力を行う。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

この事業に関する予算措置として、債務負担行為を定めるよう手続きを進める。

2 意見の受付

この実施方針に関する意見のある場合は、別紙2の様式による実施方針に関する意見書を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、「3 連絡先」に提出すること。

電子メール及び郵送	平成17年4月13日から4月22日まで
持 参	平成17年4月13日から4月22日までの午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から4時まで

3 連絡先

〒779-5395

山城町環境課

電 話 : (0883) 86-1137

F a x : (0883) 86-2550

メールアドレス : kankyo@town.yamashiro.tokushima.jp

別紙1 リスク分担

事 項	官	民
1. 浄化槽の設置計画（生活排水計画）の住民への周知	○	
2. 地域の指定及び住民への周知	○	
3. 各戸ごとの工事費の見積	(○)	○
4. 使用料／受益者負担金条例の制定	○	
5. 住民との合意（計画書及び承認書）	(○)	○
6. 工事分担金の住民からの徴収	(○)	○
7. 浄化槽設置届等（保健所等）		○
8. 使用料等の住民からの徴収	○	(○)
9. 未収の場合の補填	○	(○)
10. 工事の実施		○
11. 工事費の立替		○
12. 工事完了届		○
13. 設置届		○
14. 使用開始届の住民からの受理	○	
15. 保守点検の実施		○
16. 保守点検費の立替		○
17. 保守点検結果の市町村への報告		○
18. 7条検査の実施		○
19. 7条検査費の立替		○
20. 7条検査結果の市町村への報告		○
21. 清掃・収集・運搬等の実施		○
22. 清掃費等の立替		○
23. 清掃費等の市町村への報告		○
24. 11条検査の実施		○
25. 11条検査費の立替		○
26. 11条検査結果の市町村への報告		○
27. 大規模な修繕等に係る工事の費用負担		○
28. 事故・災害時の工事等の費用負担	○	(○)
29. 事業計画の策定	○	○
30. 資金の調達計画・返済計画の策定		○
31. 資金の借入		○
32. 借入金の返済		○
33. 公的財政支援	(○)	○
34. 設置浄化槽管理台帳整備	(○)	○

別紙2 様式

年 月 日

山城町長 西 徹 様

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

連絡先（電話番号・担当者名）

電話番号	
担当者名	

山城町浄化槽整備推進事業に関する実施方針について、下記のとおり意見を提出します。

項 目	意 見